

# 「帰化不能外人」の創造

——1882年排華移民法制定過程——

貴 堂 嘉 之

## 問題の所在

合衆国議会において1882年に制定された「排華移民法」は、自由移民の原則を堅持してきた政府にとって最初の特定国籍を対象とした移民制限法であった。カリフォルニアの金鉱発見を契機に流入を開始し、主として西部地域の大陸横断鉄道の建設に従事することになる中国人労働者に対し、連邦政府は清朝とパーリングゲーム条約（1868年）を締結しその流入を合法化し奨励した。しかし、西部各地で労働者による排華運動が惹き起こされると、中国人移民の処遇をめぐるいわゆる「中国人問題」は連邦レベルで政治問題化し、わずか14年にして政府はその政策を放棄し、中国人労働者の10年間の合衆国流入停止と在米中国人の帰化不能の決定を下した。

日本では、排華運動は日系移民研究の前史として常に言及されながらもそれ自体の詳細な研究は殆どない<sup>1)</sup>。一方、合衆国においては、その運動の生成と社会的性格をめぐる先行研究は充実している。ただ、その業績の多くは排斥原因をアイルランド系移民労働者の雇用排斥や人種差別に求め、排斥法の制定過程も単線的にカリフォルニアの排斥主義者の圧力によるものとする「カリフォルニア学説」を定説としており、狭隘な移民史研究の域を出るものではない<sup>2)</sup>。この排斥主体に焦点を絞る研究視角では、中国人労働者は単なる受動的な被抑圧者であり、彼らを西部へと導入した社会集団や両国政府の対応は無視され、中国人問題の全体像は見えてこない。

本稿の目的は、この合衆国政府の中国人移民政策の変容過程を、特に以下の二つの研究視角から分析することで、「中国人問題」を取り巻く重層的な関係性の網の目を解読し、排華移民法成立の歴史的意義を問うことである。

アジアからの本格的な移民の端緒をなす中国人労働者の流出は、それ自

体清朝中心の東アジア国際システムの崩壊を投影していた。伝統的な外交史の文脈で、19世紀後半期の「中国人問題」が言及されることは稀だが、当時の外交文書は、この移民問題こそが最大の外交懸案であったことを明らかにする。そこで、本稿ではまずこの移民問題を環太平洋史の文脈の中に位置づけることを試みる。この立場は近年注目されている国際労働力移動の問題として世界システム論的に移民労働者を把握しようとする試みや、「ヒトの国際移動」が「モノ、カネ」等の他の流通要素といかなる連関性を持ち一国の国内・対外政策の決定・規定要因となっているかという研究視角と共通するものである。特に、本稿では、中国人移民の渡航システムに関与し、当時の対中外交・貿易・布教の主体であったアメリカ人の役割に注目する。彼らは一貫して中国の門戸開放を目標とし、それは世紀末の門戸開放宣言へと連続していることから「門戸開放推進派」と呼ぶことにする<sup>3)</sup>。

もう一つの研究視角は、南北戦争後の再建政治における「国民統合の政治過程」の問題として中国人問題を検証することである。近年、南北戦争研究において「国家」「国民」の視点が導入され、近代国民国家形成の淵源として19世紀史像の転換が行われつつある<sup>4)</sup>。B・アンダーソンが指摘するように、近代国民国家が、実質的差異を秘める成員を同質的な構成員へと仮構することによって成り立った人為的な「想像の共同体」であるとなれば、黒人奴隷問題でその擬制性が顕在化した19世紀中葉の政治・社会危機は新たな国民統合の契機となった。この「国民としての政治共同体」に法の擬制により加入するのが帰化であり、アメリカ合衆国は移民国家である以上、この帰化法と移民法の寛厳によりその「国民」のあり方を規定し、連帯か排除かを選択してきた。果して、この「中国人問題」はその国民統合の政治過程でいかなる役割を担ったのだろうか。

## I. 中国人移民奨励策の成立

### 1. 国際労働力移動としての「中国人問題」

19世紀後半、延べ約36万人の中国人が広東省珠江デルタ地帯から合衆国へと流入した。この零農層中心の中国人流出の背景には、多くの研究者が指摘するように、華南地方の農村部における農地不足・食糧逼迫・インフレの進行・自然災害等が存在した。これらの要因によって農村から香港・廈門などの外国港湾都市へと流入した失業者が、西部開拓のため創出され

た大量の労働需要に吸引されて太平洋を渡り、初期にあつては山岳部の大陸横断鉄道の建設に、70年代からは都市部における煙草・衣類・靴関連の製造業で低廉な労働力を提供することとなったのである<sup>5)</sup>。

移民史の文脈では、従来この現象はプッシュ・プル要因で説明されてきた。だが、環太平洋史の文脈で分析すれば、この移民渡航はより大きな世界システムの展開に規定されていた。実際、1876～99年の期間に、華南地方からは、442万人以上の中国人が海外流出しており、米国流入はその8%にすぎない<sup>6)</sup>。渡航先は、50年代は合衆国やキューバ、オーストラリアが多く、70年代からは英仏蘭によって植民地化が進んだ東南アジアへと大きく旋回する。つまり、このようなヒトの移動形態は、清朝の弱体化による東アジア国際秩序の変貌を背景にしており、西欧諸国が東アジアを政治・経済的にその帝国主義的構造に組み込んだのと同様に、「ヒトの移動」という次元において中国人がその国際労働市場の商品として新たな国際労働分業の一翼を担い、その支配・従属の網の目に絡め採られる過程を投影していた。

清朝はアヘン戦争を契機に對外危機を迎え、広東を手始めに覇権国イギリスを中心とするヨーロッパ世界経済の周縁として包摂された。この過程で、輸出用茶の生産により、広東農村に貨幣経済が浸透し農民層の分解が促進され、これが主因となって零細農民が都市に堆積するようになったのである。一旦、世界的な商品・情報・資本の流通ルートに統合された広東地域では、これ以後外国商館を中継点として、ヒトまでもがその流通経路にのることとなったのである。また、中国市場がこの時期脚光を浴びたのは、17・18世紀の西欧の繁栄の基礎を成した黒人奴隷貿易・制度が19世紀前半に相次いで廃止され、それに伴って国際労働市場の再編が起こったためである。奴隷貿易廃止後、キューバやペルーには苦力貿易で中国人が黒人の代替労働力として導入され、合衆国においても南北戦争前夜の「黒人奴隷問題」の存在はカリフォルニアへの低廉な黒人労働力の導入を困難とし、それが中国人導入の一因となった<sup>7)</sup>。

このような国際的要因に規定されて、米中間ではいかなる媒介者を経て中国人労働者の流入が図られたのだろうか。合衆国政府は、1844年の望厦条約で清朝と国交を樹立した。だが、当時の駐華公使は、獵官制の影響で政治的報酬としての性格が強く、多くは旅行作家やジャーナリストを前職とし、政府の消極的な外交方針もあつてその役割は限定されていた<sup>8)</sup>。ただ、国内では、西漸運動の太平洋岸到達がアメリカとアジアの本格的な交

流の時代を予感させ、一部の政府関係者は早期に大陸横断鉄道を建設し、アジア太平洋地域をアメリカ中心の自由貿易共和国に組み込み、そのための積極外交の展開を主張し「ヤング・アメリカ主義」運動を支援した。早くも1848年には、合衆国最高裁顧問のパーマーが、中国貿易の重要性を主張し、西部開拓に優秀な中国人を導入する提案を連邦議会に対し行っている<sup>9)</sup>。この壮大な構想の当面の課題である大陸横断鉄道建設には、実際、大量の中国人が導入され、鉄道会社幹部のレランド・スタンフォードはのちに「中国人なくして、偉大な大陸鉄道の西側半分は完成不可能であった」と語った<sup>10)</sup>。

対照的に、独立革命前から密接な関係を持っていたニューイングランドの貿易商や宣教師による非公式の民間交流が、19世紀全般の移民問題を含む米清関係の主要な媒体となった。ニューヨーク・フィラデルフィア・セーラム・ボストンを主要港とする東部出身の貿易商は、18世紀末以来のヨーロッパの混乱に乗じて、中国貿易で高い収益を上げていた。一方、プロテスタント諸宗派は第二次覚醒運動の影響で、19世紀初頭に国内外への福音重視の立場から海外伝道団体を設置し、中国を含む世界各地へ宣教師を派遣していた。清朝では布教活動が制限されていたため、医療活動やミッション・スクールの経営に従事し、のちにサンフランシスコで中国人擁護活動を展開したスピア牧師やギブソン牧師もこの時期開港地で活躍していた<sup>11)</sup>。

これら民間のいわゆる「門戸開放推進派」は、太平洋間の移民の媒介者として重要な役割を担った。カリフォルニアでの金鉱発見の情報を流し、広東において移民達の「金山」(広東での「カリフォルニア」の呼称)熱を高め渡航を決意させたのは、ミッション・スクールの影響であったし、実際のクレジット・チケット・システムといわれる移民渡航システムにおいて米国海運会社は移民に渡航代金を前貸し、直接移民輸送に携わった<sup>12)</sup>。さらに、当時の外交機関が民間の対中進出に立ち遅れる状況下、特に中国の政治・文化に通じた宣教師が対外政策決定過程に深く関与することが許されていた点は重要である。例えば、1833年広州に渡った宣教師ウィリアムズ (Samuel Wells Williams) は、1877年に合衆国に戻りイエール大学で中国講座の教授になるまで、代理公使を計9回勤め、条約交渉で重要な役割を担った<sup>13)</sup>。

## 2. 連邦政府の「合衆国市民」創造

このような媒介者を経てカリフォルニアへ流入した中国人は、流入直後から州内で組織的な排華運動に直面する。急速な人口増加と都市形成を経て、米国生まれと外国生まれの住民比率がほぼ同率で推移するという混沌とした状況下で、1852年に降州最大の外国人となる中国人に対して、まず1850年には外国人鉱山夫への特別課税が決定され、1854年には州最高裁は有色人種の法廷証言不可の判断を下し、60年に州法は「モンゴリアン、インディアン、黒人の公立学校からの隔離」を決定する<sup>14)</sup>。このような反中国人的州法成立の背景には、中国人労働者と直接対峙する移民労働者からの圧力があった。彼らの批判は、中国人労働者が南部の黒人同様、他の労働者の「自由労働」を侵食する点に集中し、そこでは当時の労働者の自己＝他者関係の差異の座標軸を成していた黒人奴隷が基準とされた。アイルランド系中心の労働者達は、中国人流入を「苦力貿易」として黒人奴隷貿易と同一視して彼らを「黒人化」し、自分達とは全く異質な他者として捏造し、排除しようとした<sup>15)</sup>。

1850年代にあっては、このような異質な集団への排斥運動は、全国レベルで遍在した。黒人奴隷制拡大反対の改良運動、アイルランド系移民の大量流入、ドイツ系移民による労働運動などの社会不安は、従来の民主・ホイッグの二大政党の政治的求心力を奪い、一時的に反アイルランド・反カトリックを唱道するノーナッシング党の隆盛を生んだ。ノーナッシング党が帰化申請期間を21年に延長する帰化法の改正を要求したことに示される通り、この政治・社会危機は自国民と他国民の明確な差異化を促したのである。だがその一方で、この危機が新たな「国民としての政治共同体」の創造の契機となった点はより重要である。その求心力を創出したのが、「自由な土地、自由な労働、自由な人間」を標榜して結成された共和党であった。共和党が、それまでのネイティヴィストと一線を画し移民奨励の立場をとり、南部奴隷制のアンチテーゼとして広範な労働者の支持を獲得できる「自由労働」イデオロギーをその支配原理とすることで、新たな産業社会形成に合致した「想像の共同体」「われわれ意識」の創造を開始したのである<sup>16)</sup>。

南北戦争の勃発と共和党の移民政策・西部政策は、カリフォルニアの排華問題にも影響を与えずにはいなかった。戦時中、共和党は1862年に自営農創出のためホームステッド法を、さらに64年には大陸横断鉄道の建設を

定めた太平洋鉄道法を制定し、西部農民・労働者との連携を強化する。また、南北戦争の勃発により50年代州政治を支配した民主党は指導者の逮捕による政治的打撃を被り、代わってC・コールにより創設されたカリフォルニア共和党と鉄道会社の政治的発言力が増大した。戦後直後の知事選では、共和党系候補のゴーハム(George C. Gorham)が中国人の労働権を擁護し、セントラル・パシフィック鉄道建設には中国人労働者が大量雇用された<sup>17)</sup>。

さらに、共和党急進派の再建政策は、戦争により確立された強力な連邦主権を背景にそれまでの州単位の帰化法・移民法をすべて無効にし、公民権法や憲法修正により「合衆国市民」創造へと動き出し、その政治過程は「中国人問題」へも波及した。1870年の公民権法作成の前年6月、急進派のウェード上院議員らがサンフランシスコを訪問し中国人側の六公司代表と討議し排華の実態調査を実施したことは、一斉に州内の地方紙に掲載され波紋を呼んだ<sup>18)</sup>。そこで外国人税と法廷証言不可の差別の実態が報告されると、1870年には外国人税は廃止され、以後憲法修正14条の「適切なる法手続」の条項と公民権法により排華的州法はその効力を失することとなった<sup>19)</sup>。

こうして、サムナーら共和党急進派の異質な集団を「可能な限り国民化する」方針は、中国人をもその政治的視野に収め、また西部の急速な産業化が中国人導入を不可欠としたことで、中国人は貴重な労働力として保護される立場となった。また、社会制度の根幹をなす奴隷制の崩壊により労働形態の混乱を来した南部社会においても、中国人労働者の導入が検討された点は注目に値する。1869年7月メンフィスで開催された南部経済界の大会では、出席した南部9州の代表が、解放奴隷の代替労働力として中国人の導入を検討している。実際、66年にはキューバからルイジアナへ中国人労働者が導入され、70年には南部地区の鉄道建設に数百人の中国人労働者が雇用された<sup>20)</sup>。

### 3. バーリンゲーム条約の成立とその影響

では次に、政府間の条約交渉を検討することにしよう。

清朝政府は、1860年に北京条約で移民の存在を認めるまで、移民全面禁止の方針を貫いていた。60年代以後も積極的な保護政策を取らず、この伝統的な海外渡航禁止令が転換されるのは1893年以降である<sup>21)</sup>。この背景には、清朝の世界観、いわゆる「中華思想」を投影した侮蔑的な移民観が存在した。実際、当時の海外渡航者は、「化外の民」「苦力」「逃犯」「棄民」

などの蔑称で呼ばれた<sup>22)</sup>。19世紀初期の東アジアには、宗主国である中国と朝貢国の朝鮮・琉球といった不平等な地域システムが華夷秩序を基盤に機能し、この帝国の「中心」としての意識が清朝の移民政策を含む外交政策一般を支配していた点は重要である。だが、19世紀後半の清朝を取り巻く環境は、清朝エリートの現実乖離したこの帝国意識を徐々に粉碎していくこととなる。

この時期、清朝は外政機構を総理各国事務衙門（1861年創設）に統轄した。また、西太后が恭親王派と組みクーデターを挙行し、この「同治中興」により地方総督・巡撫層が中心となって、軍需産業の移植等の洋務運動が開始された。その中でも、李鴻章は北洋大臣直隸総督として巨大な軍事力を擁し、70年代から90年代まで外交面で特別の影響力を持つこととなった<sup>23)</sup>。

国内政局の安定を受けて、イギリスが武力による「砲艦外交」から、外交交渉により中国の漸次的近代化を期待する「協力政策」へと方針転換したこの時期に、バーリンゲイム（Anson Burlingame）は1861年10月駐北京公使に任命された<sup>24)</sup>。メソジスト教会牧師の家に生まれ、ハーバード大学ロースクールを卒業した彼は、南北戦争前夜のボストンにおいて黒人奴隷解放運動に関心を持ち、1848年以降フリー・ソイラーとして活躍した経験を持つ。彼の経歴の中で注目すべきは、1851年にオーストリー帝国から独立運動を起こしたハンガリーの革命家コシュートが訪米した際、熱烈な歓迎を示しその当時の「ヤング・アメリカ主義」に強く影響を受けたことである。この国際共和主義を標榜する若き政治家は、1855年マサチューセッツ州から下院議員として初当選し、1860年までに新生共和党の指導者の一人となっていた。1860年リンカーンにより、オーストリーへ外交官として派遣されるが、コシュート支持の政治経験を理由に赴任拒否され、中国貿易で栄える出身州の利益団体の後押しにより北京への派遣が決定された<sup>25)</sup>。

バーリンゲイムは任期中の6年間（1861-1867）に英国公使らと協力関係を築き、清朝側の洋務運動に米国の人材を積極的に活用した。例えば、1862年に総理衙門に付設された外国語学校の同文館の校長にアメリカ人宣教師のW・マーチンを登用し、国際法の翻訳書である「万国公法」を刊行（1865）した。また、マカオ近郊の貧農出身で米国留学経験を持ち、のちに初代駐米中国公使補となる容閔を重用し、1872年以降には米国への中国人留学生派遣制度を確立させる<sup>26)</sup>。このような任期中の貢献により信任を得たバーリンゲイムを、清朝の欽差大臣として欧米に派遣し中国の立場を説明する

企画が R・ハートにより提案され、バーリンゲーム使節団が結成された。中国人の欽差大臣と共に使節団は68年2月25日上海を出発し、アメリカ、イギリス、デンマーク、ノルウェ、オランダ、プロシア、ベルギー、イタリアを歴訪し1870年10月帰国した。この旅行途中、國務長官 W・シュワードと中国側欽差大臣バーリンゲームが締結したのが「天津条約追加条款」、いわゆる「バーリンゲーム条約」である<sup>27)</sup>。

シュワード國務長官は、既に1865年12月、東部貿易商や西部地域の経済界からの強い圧力を受けて、以下の内容を含む条約の作成を北京のバーリンゲームとウィリアムズに要請していた。その項目とは、米清間の友好・商業関係維持のため清朝政府の在米公館設置が望ましいこと、米国の商業・貿易の発展、中国人労働者の太平洋岸への導入であった<sup>28)</sup>。バーリンゲームが清朝側全権として交渉に当たったこともあって、この方針に添った8項目からなる条約が1868年7月28日に調印、翌69年11月23日北京で批准交換された。

本稿で問題となる第5条では、移民問題は以下のように規定された。

「観光・通商及び永住の目的を持って両国の臣民または国民が自国から相手国へ自由に往来することを相互に認める<sup>29)</sup>。」

従来、合衆国政府が中国人移民の渡航を合法化した点が強調されてきたが、この条項は双務的に相互の国際的ヒトの移動の自由を認めたものである。つまり、合衆国政府はこの相互規定により中国人労働者の導入促進を図り西部の労働需要に応じる一方、それとは逆方向の人の移動、つまり貿易商や宣教師ら門戸開放推進派の活動拡大を意図したのである。この点に注目すれば、今までと違った「中国人問題」の側面、つまり、合衆国の商業・外交政策と連鎖する複合問題としての側面が見えてくる。貿易商や伝道団体は中国での権益を保証するバーリンゲーム条約を堅持するため、西部からの条約改定要求に反対し、以後一貫して中国人擁護の立場を採ることになる。

一方、清朝政府にとって、積極外交を志向するバーリンゲームにより盛り込まれた第1条の清朝領土の保全、第8条の内政干渉放棄の規定は、重要な意味を持った。これらの条文は合衆国政府の消極姿勢や未熟な軍事力を考慮すれば内実を持たぬものだったが、帝国解体に直面した清朝政府にとって合衆国を特別の友好国と認識させるに足る内容であった。以後、琉球懸案や日清戦争など対外危機に際し清朝政府は悉く合衆国政府に政治参加を求めている。また、この条約は表面上、従来の「棄民」扱いの政策か



らの転換を促した。合衆国政府が契約労働者の流入を規制し、「自由意思による」渡航者に限定することを要請したことで、清朝政府は手始めに新大陸における中国人実態調査のため1874年に容閔をペルー、陳蘭彬をキューバに派遣した<sup>30)</sup>。その結果、清朝上層部で初めて移民問題の存在が公式に認知されることとなった。実際、総理衙門は、その直後にエーヴリー駐北京公使にも在米中国人の現状と合衆国移民法の説明を求めており、また、サンフランシスコの六会社が組織的な排華運動の新聞記事を李鴻章に直接送付したことも手伝って、1875年10月10日に在外中国人保護と苦力貿易規制を目的として新大陸に在外公館を設置することが正式決定する<sup>31)</sup>。こうして、「中国人問題」を契機に環太平洋地域に緊密な外交網が形成されることとなり、清朝は近代西欧外交システムに組み込まれていったのである。

## II. 排華移民法の成立

### 1. 再建政治の挫折と「国民」の選定

以上概観してきたように、再建期の産業資本家と門戸開放推進派の圧力はバーリングゲーム条約を締結せしめ、国内の連邦主導の憲法修正や市民権法と併せて、これらは排斥派にとって大きな法的障壁となった。

共和党は、W・シュワード国務長官の打ち出した自由移民奨励の原則を政治理念として支持し、グラント大統領も69年12月の年次報告で米中間の自由移民を提唱するバーリングゲーム条約への支持を表明している<sup>32)</sup>。しかし、急進派主導の再建政治は70年代に入ると、その高邁な理想にも関わらず限界が露呈し、さらに不況の煽りを受けて労働運動が激化すると、「中国人問題」を巡る問題認識も微妙に変化し始めた。1870年、憲法修正15条は「人種、肌の色、あるいは過去における隷属の状況」を理由に、市民から投票権を剥奪することを禁じたが、皮肉なことに各州は政治的思惑から投票の質を維持するため、人頭税・識字テスト・財産規定により合衆国国民にふさわしい「市民」の選定・排除を開始した。カリフォルニアでも、共和党創設の立役者コールまでが、「修正15条により中国人へ投票権が付与される事態となれば、我が党は息の根を止められるであろう」と政治の急進主義に躊躇を見せている<sup>33)</sup>。共和党急進派は、「肌の色」に依らない普遍的「国民」の創造を図ったが、修正15条がE. C. スタントンら女権拡張主義者の投票上の「性差」撤廃要求を無視したように、それはあらゆる領域における差別的境界線を撤廃するものではなかった。むしろ、この国民創造の政

治過程は、アンチベラム期から継承された社会的諸関係、例えば男か女か、正常か異常か、自国民か他国民かなど秩序原理の根幹を成す差異の諸関係を解体することなく、再確認していったのである。連邦政府が1875年に移民法で「犯罪者、売春婦」の入国禁止を決定したのは、このような動きの端緒であった。1874年に「すべての中国人女性は恥ずべき目的のために」渡航しているとグラント大統領は発言しているが、1875年法(「ページ法」)は中国人労働者の妻の入国を困難とし、早くも米中間の自由移民の原則は綻びを見せ始めた<sup>34)</sup>。こうして、ついに共和党の1876年党綱領は「合衆国へのモンゴロイド人種流入の道徳的・物質的影響につき調査」する必要を明記し、また党再建のためこの問題の政治利用を画策する民主党は、共和党議会の腐敗を痛烈に批判すると共に、清朝との条約改正とモンゴロイド人種の導入停止を提言した<sup>35)</sup>。

## 2. 「上下両院中国人移民調査委員会」報告

かくして1876年7月、連邦上下両院は中国人移民調査委員会の設置を共同決議し、連邦政府による最初の調査が実施されることとなった。調査はサンフランシスコとサクラメントで18日間にわたり実施され、延べ129人の聞き取り調査により最終的に1200ページにのぼる報告書と最終勧告が作成された。大別して、擁護派には外交官・製造業者・鉄道関係者・貿易商・プロテスタント諸宗派が、反対派には役人・ジャーナリスト・労働者が名を連ねた。全体としては、好意的回答が52%、敵対的が40%、その他が8%であったが、最終勧告には反対派の意見が大幅に盛り込まれた<sup>36)</sup>。その理由の一つは、委員長モートンが事実上病気のためレポート作成に参加できず、かわって地元選出のサージェント議員が主導権を掌握したためである。その当時サンフランシスコ反苦力組合の副会長であったサージェントが編集した報告書の信憑性に問題があることは当初より指摘されていたが<sup>37)</sup>、それゆえにこの報告書は排斥派の論拠を浮き彫りにするのである。

まず報告書は、カリフォルニアの急速な経済発展に中国人労働者が貢献してきたという資本家階級の証言をあげ、同じく宣教師が異教徒の中国人の存在が改宗の機会を与えてきたという理由で規制反対であることに触れる。だが、一方で労働者・職人層は例外なく規制支持で、その理由は雇用機会の喪失にあると指摘し、両論併記の形を採っている。しかし、排斥主義者の手になる報告書の後半部分は、疑似科学的装いをとりながら中国人労働者が社会の病原菌であるかのごとくに免疫学的言辞をまとう。例えば、

報告書の中で賛成派が中国人労働者の経済的貢献のみを強調し、社会的・道徳的影響に言及しないことを問題視する。サンフランシスコ市当局の統計資料により、その劣悪な住環境、非道徳性、売春宿、奴隷性が社会規範に反し、若者の品格を堕落せしめていることを示し、太平洋岸の共和政体やキリスト教文明には好ましからざる要素であることを理由に規制実施を主張する。さらに、民族学者や骨相学者のコーカソイドとモンゴロイドの相違についての説明を援用して、中国人は自治のために必要な脳容量をもたず、ヨーロッパ系人種の中で中国人ほど劣等な者はいないと主張し、そこには科学的人種主義が見え隠れしている。この太平洋岸の状況は伝染病のようにニューヨークやセントルイスなどの大都市へと東漸する可能性があるとともに危機感を煽る。このような理由を列挙した後、最終勧告では「行政府は中国との現行条約、バーリングゲーム条約を商業面に厳格に限定して修正すべき」であり、「立法府は合衆国へのアジア人の大量流入を制限する法的措置をとる」必要があることが多数意見として大統領に提案された<sup>38)</sup>。

ここで注意を喚起するのは、委員長モートンによって編まれた対照的な少数意見報告書である。彼は、中国人を黒人奴隷と同一視し人種的劣等者とみなす西部の排斥運動は、独立宣言に反し人種偏見に起因すると主張した。だが、この主張は排華運動をさらに刺激することとなった<sup>39)</sup>。排斥派の論拠も、共和政体維持という独立宣言に由来するものだったからである。移民労働者達は、急速な都市化・産業化の中で自らの自律的世界が侵食されることに抵抗し、自由を奪う賃金労働制に抗議した。彼らは産業資本主義体制を批判するために独自の共和主義的言説を持っていたのであり、その意味ではサンフランシスコの民衆世界は一つの「解釈共同体」を成していたのである。これ以後も、民衆固有の「共和主義」に関する解釈は、『共和国最後の日』(1880)のように大量の中国人苦力流入によって共和国が崩壊するという予言的言辞へと展開していった<sup>40)</sup>。だが、「独立宣言」「共和主義」というテキストの解釈はその属する階層により性格を異にしていたのであり、サンフランシスコの解釈共同体は連邦レベルから見ればきわめて脆弱なものだった。アイルランド人活動家 D・カーニーにより結集された運動自体が脅威だったのであり、元ノーナッシング党のフランク・ピクスレーは彼の労働運動を「外国人の反乱」と評し、「銃弾と銃剣を準備せよ」と主張した<sup>41)</sup>。

### 3. 1879年「15人船客法」の審議と採決

カリフォルニア勤労者党が中心となってさらに移民規制要求が強まると、第45議会（1878—1879）では中国人移民制限のための法案化の動きが始まった。最初に連邦議会で可決された法案は、第3会期中に「15人船客法」としてウィリス（Willis, Albert S.）により提出された、一隻当りの中国人の入国を15人に制限し大量流入を阻止しようとするものだった<sup>42)</sup>。法案は下院を賛成155、反対77、棄権61で通過した。下院における投票結果を地域別に分析すると、賛成票は西部全州と南部に多く、反対票は東部と中西部からという図式になる。党派別では、共和党が賛成51-反対56、民主党が賛成104-反対16であった。この結果は、南部再建が挫折し鉄道大ストライキにより労働運動が隆盛する1877年という時勢を反映して、再生した民主党の人種差別主義的な性格を証明する一方、共和党は全党挙げての移民奨励策を放棄し、地域利害に基づく投票を行ったことが明らかとなる。

上院の外交委員会にこの法案が付託されると、地域間の対立が顕在化した。東部選出議員はハムリン議員やホア議員を中心に、パーリングゲーム条約違反として審議の無期延期を主張し、一方、西部選出議員は迅速な規制措置を要求した。そして結局、この法案は上院を小差で通過した<sup>43)</sup>。

これに対し、駐米公使陳蘭彬は即座に外交ルートを通じて国務省へ抗議し、総理衙門に支援を要請している。また、イエール大学教授となったウィリアムズ宣教師は、大統領宛に請願書を送付し、「この法案が清朝側に治外法権の原則破棄を促し、在中米国人の法的保護を危うくする」としてヘイズ大統領に拒否権発動を要請した。結局、この「15人船客法」は、ヘイズ大統領が3月1日に拒否権を発動したことで不成立に終わった。ヘイズは異議理由として、法案実施にはパーリングゲーム条約の第5・6条を破棄する必要があること、をあげ、さらにこの条約は在中米国人に多くの特権を付与し、清朝側には「恒久平和と好感情」を保証してきたとしてその存在意義を高く評価した<sup>44)</sup>。

### 4. 李鴻章の外交戦略

一方、西部での排華運動が激化し連邦議会でも政治問題化したこの1870年代後半、中国を取り巻く国際環境は大きな変化を見せ、清朝政府は中央アジア・台湾・琉球・朝鮮の朝貢国喪失の危機に瀕することになる。清朝は、1861年に公式文書で「夷」の字を使用しないことを決定し、華夷的世

界観を放棄して西欧の近代条約体制に編入されたが、これを朝貢体制の変形としか認識していなかった<sup>45)</sup>。国際危機に対しても、敵対的な夷国に対しては友好的な夷国を緩衝材とする伝統的な「以夷制夷」政策が画策され、李鴻章は友好国アメリカへの援助依頼を図ることとなる。この合衆国への接近が緊要となった総理衙門にとって、1878年に機能し始めた在米公使館からの「中国人問題」に関する報告が対米交渉の糸口を与えた。彼らの報告をもとに、李鴻章はこの移民問題の重要性を認識し合衆国側との接触を開始する。

3月のG・シュワード駐華公使のエヴァート國務長官宛の文書によると、清朝政府は「病人・貧民・犯罪者・売春婦」の流入制限に協力する意志のあることを駐華公使を通じてワシントンに伝達している<sup>46)</sup>。これは、1880年の大統領選を前にしたヘイズ大統領を含めた共和党関係者に移民問題解決の好機と認識されたはずである。これを受けてエヴァート長官はシュワードに交渉の継続を依頼する。しかし、シュワードの中国人移民問題に関する状況認識は甘く、彼の帰国後の著書『中国人移民』(1881)<sup>47)</sup>によれば、米国における中国人の大量流入に関する恐怖心は誇張して伝えられており、条約改定の必要なしと認識していたことが読み取れる。つまり、交渉が進展を示さなかった背景には、中国駐在公使と国内世論の影響を強く受けた米国の政府高官との間に認識ギャップがあったことが指摘できよう。

このような清朝側からのアプローチの背景には、日本との琉球問題、ロシアとのイリ問題の交渉が大詰めを迎えているという事情があった。米国を日本やロシアの抑止力として取り込みたい李鴻章にとって、世界漫遊旅行途上での元合衆国大統領グラントの訪中は絶好の機会となった。

李鴻章にとって、琉球は最初の防御すべき朝貢国であった。琉球はそれまで日中両属(薩摩藩)の関係にあったが、清朝の弱体が顕在化すると1872年に明治政府は琉球藩として琉球王を華族に列する。これに対し琉球王は1877年北京に保護を求めた。78年5月、駐日公使何如璋は李鴻章宛の書簡で琉球確保を朝鮮・台湾確保の不可欠の前提として捉え、宗属関係でめぐらされた中華システムの存否に関わる問題として琉球問題を位置づけ断固たる態度を取ることを要請している<sup>48)</sup>。その直後の6月にグラントが中国を訪問した。「美国前総統格蘭弋」が天津に到着すると、李は最大限の歓迎の意を表し、琉球問題での仲介を正式に依頼した。その際、清朝側の記録によると、グラントとの会談で、李鴻章は懸案の合衆国における移民問題で、規制に向けて譲歩する用意のあることを示唆している<sup>49)</sup>。これにより、

清朝政府は「棄民」扱いの移民非保護の姿勢を一転させ、清朝中心の「中華システム」維持のために「移民カード」を戦略的に利用するのである。

このグラント前大統領の清朝側との接触が、外交決着の契機となった。ヘイズ大統領は、シュワード駐華公使に代わりミシガン大学学長のエンジェルを新公使に任命し、エンジェル使節団を1880年10月派遣した。エンジェルは、訪中前にエヴァート国務長官らと会談して、中国人移民の全面禁止を求めないことで意見調整し、天津では調整役として働き、交渉開始からわずか一ヶ月の異例の早さで、11月8日商業条約と移民条約の二つを同時に締結した<sup>50)</sup>。商業条約は、両国の商業権益拡大のため商業関係を維持することで合意し、アヘン禁輸を新たに追加した。他方、移民条約は、結局両国の折衷案で以下の4項目を内容として妥結した。1) 合衆国政府への中国人労働者の流入規制権の認可、及び全面禁止措置の無効。2) 在米中国人労働者と教師・学生・商人・観光客は最恵国待遇の臣民としての権利を有す。3) 合衆国政府の中国人労働者保護義務。4) 法案実施前の両国公使を通じての確認<sup>51)</sup>。

この条約により、合衆国側は移民規制権を獲得し、しかも門戸開放推進派が固執してきた商業面での関係維持が保証された点は重要である。また、交渉経過からも明らかのように、李鴻章にとっては移民問題は交渉打開のための取引材料であり、合衆国との良好な政府間関係の維持こそが最重要課題であり、事実合衆国の政治参加を実現させたのである。だが、この李鴻章の決断が、在米中国人を孤立化させたことは言うまでもない。未だ近代国民国家としての「国民意識」の萌芽を見ない清朝は、その帝国延命のために合衆国の同胞を見殺しにしたのである。

## 5. 中国人移民排斥法の成立

エンジェル条約が1881年に速やかに議会で承認されると、規制法案作成に向けて議会は本格的に動きだした。第47議会の第1会期中に全部で7つの中国人規制関連法案が提出されたが、その中でもカリフォルニア選出ミラー(John F. Miller)議員が提出した上院法案71が上院外交委員会による修正を経て、審議対象となった。法案の主な内容は以下の四項目であった。1) 法案通過の60日後から20年間、中国人労働者の流入を停止する、2) 1880年11月17日までに合衆国に居住していた者と法案実施前の入国者は、法案が適用されない、3) 2) の条件該当者は登録証を保持すること、4) 不法入国には罰則として禁固刑、もしくは国外追放を課す<sup>52)</sup>。

議会では再び、流入禁止を要求する西部諸州と規制反対の東部の議員とが対立した。ニューイングランドの共和党議員たちは、この法案に強く反対した。ホア上院議員は、法案中の登録証は1880年条約に違反し、また人種や職業で移民を区別するのは相手国の面目を失わせるとして反対した。同州選出のドーズ上院議員も、この法案の支持者が「カリフォルニアの大衆集会の異様な熱気に影響」されているとし、秩序を脅かしているのは中国人ではなくむしろD・カーニーの方ではないかと反駁した。また、コネチカット選出のホーリー議員は、この法案はアメリカの伝統である自由移民の原則に反し、特定の国家・職業・人種を禁止するのは許されないとした<sup>53)</sup>。

このような擁護派と規制派の確執の中、徐々に修正案作成へと動いていった西部諸州は、20年間の停止を10年間に短縮することで譲歩した一方、新たに憲法上曖昧となっていた中国人の帰化権禁止を盛り込み、「労働者」の定義に熟練工・非熟練工・鉱山労働者を含め定義を拡大することに成功した。また、北東部諸州がホア上院議員を中心に執拗に抗議したため、実施猶予期間が60日から90日へと延長され修正案が作成された。

その結果、上院では賛成29-反対15-欠席32で通過した。投票結果にも、審議過程での対立関係が現れ、賛成票の多くは西部と南部から、反対票の多くは北東部と中西部からであった。下院においても、審議が行われ、賛成167-反対66-棄権59で可決された<sup>54)</sup>。

法案が可決された直後、新駐米公使鄭藻如は國務長官フレリングセンを訪れ、この法案に対し強い懸念を表明した。鄭は停止期間20年は不相当として、5年案を示した。また、「労働者」の定義に「熟練工」を含むことで、靴・タバコ・洗濯・衣服の商人層にその規制が課せられることを警戒した。また、キューバ等に在住する中国人は米国に一時滞在することなしに本国へ帰国できないことをあげ、彼らのトランジット権を要求した。また、登録証は差別的であり、最恵国待遇条項に違反すると主張した<sup>55)</sup>。

鄭の外交ルートを通じての抗議も影響して、アーサー大統領はその3日後の4月4日拒否権を発動する。だが、15人船客法への拒否権と比較した場合、これは説得力を欠く曖昧な演説に終わった。既に1880年、エンジェル条約で移民規制への免罪符を得ていたからである。アーサーは、まず20年という期間を「禁止」と同義だとして退けた。だが逆に、大統領演説としては初めて無制限の移民流入は問題であり、特に「アジア人労働者との競争に直面する白人労働者には有害である」ことを認めた。そして、結び

の部分では、「東洋との貿易が国家発展の鍵」であると位置づけ、「あらゆる商業権益が中国の開国」に恩恵を受け、太平洋沿岸諸州はなおさらである。「我々が今適用しようとしている法案が東洋の国々を我々から離反させ、東洋との貿易や商業を他のもっと友好的な国々に譲渡する結果となることは誰の目にも明かである。アジア人との競争から我々の労働者を守るという理由で、我々はこの政策の永続的な適用を正当化できるのか」とアーサーは締めくくった<sup>56)</sup>。

拒否権発動後、新たに法案は修正され、中国人労働者の10年間の流入停止、連邦および州裁判所による中国人の帰化禁止、在米中国人の登録証保持などを取り決め、1882年5月6日、いわゆる「中国人排斥移民法」が成立した。

### 結論：1882年排華移民法成立の歴史的意義

従来までこの排華法は、カリフォルニアの排斥運動の帰結とされ、その人種差別的性格が強調されてきた。しかし、この合衆国の中国人移民政策が変容する過程には、再建期の政治文化に拘束された複雑な政治力学が働き、また、東アジア国際秩序をめぐる米清両国の対外戦略が微妙に影響していた。

「中国人問題」は、19世紀環太平洋史において、米清両国を結び付ける結合因子として機能した。排斥派の労働民衆にとり、中国人問題とは自らの生活世界を脅かす社会・労働問題であった。だが、バーリンゲーム条約締結時より、これは米清両国の外交・商業政策と連繋した複合問題となった。前述したように、環太平洋地域に清朝政府が在外公館を設置したのは、苦力貿易規制が契機であり、この問題を通じて両国間には緊密な外交関係が形成された。この中で、門戸開放推進派は商業権益を維持するため、また清朝政府は中華帝国維持のためにこの問題に介入したのである。だが、この過程で「中国人問題」が、政府間関係・国益重視の論理のもとに二次的に処理された点は重要である。「排日移民法」が制定された際、日本では反米感情が盛り上がったが、排華移民法成立時には米清間の関係は険悪化することはなかった。この人種差別的立法措置を、清朝政府が事実上黙認し政府間関係を優先したことが、以後のアジア系移民の歴史に悪影響を与えたのは明白である。逆に、政府間関係を友好裡に排華法を成立した合衆国政府が、これにより門戸開放宣言へと連なる商業膨張主義への足掛りを掘んだ点は重要である。



では南北戦争期の国民統合の政治過程では、一体「中国人問題」はいかなる役割を担ったのか。西部では排斥された中国人も、共和党の「自由労働」を根幹にすえた新たな「想像の共同体」形成過程では、その一員として認知されるかにみえた。そこには、中国人労働者を必要とする産業資本家の経済的思惑があったことは言うまでもない。しかし、急進派による南部再建が失敗し、不況下で再び労資対立が激化するようになると、その対立を懐柔して社会秩序を維持するために、「他者」、つまり社会的逸脱者を創出することが必要となった。この最初の対象となったのが、(売春)女性であり、精神異常者であり、中国人ではなかったのか。つまり、在米中国人はこの合衆国の国民創造の政治過程に翻弄されたのである。排華法は、中国人から帰化権を剝奪して「帰化不能外人」という範疇に押し込み、中国人をそれ以後、アメリカ社会における社会的狂気・逸脱の座標軸としたのである。実際、排華法成立後、職種・人種・民族・性別の相違を乗り越えて労働者の連帯を試みていた労働騎士団さえもが、中国人労働者を自己と明確に差異化し、襲撃事件を起こしている<sup>57)</sup>。この決定は、グーリックが指摘するように、日本人の帰化権に関しても解釈の出典を提供したことは疑問の余地がない。1790年法で帰化可能とされた「自由白人」に中国人は該当しないことがこれにより明らかとなったのである<sup>58)</sup>。

中国人がこの「帰化不能外人」という奇妙な範疇から解放されるには、日米戦争中の1943年12月17日、F・ローズベルト大統領が排華移民法を撤廃するのを待たねばならなかった。

## 註

- 1) 最近の研究として、油井大三郎「19世紀後半のサンフランシスコ社会と中国人排斥運動」『世紀転換期の世界』(未来社, 1989)、「米国における「国民」統合とアジア系移民」『国民国家を問う』(青木書店, 1994)；貴堂嘉之「19世紀後半期の米国における排華運動：広東とサンフランシスコの地方世界」『地域文化研究』(第4号, 1992)
- 2) Mary R. Coolidge, *Chinese Immigration* (New York, 1909)；労働史の立場からは Ira Cross, *A History of the Labor Movement in California* (Berkeley, 1935)；労働組合運動史の立場からは, Alexander Saxton, *The Indispensable Enemy: Labor and the Anti-Chinese Movement in California* (Berkeley, 1971)。
- 3) 国際関係における「ヒトの移動」の問題に関しては、平野健一郎「ヒトの国際的移動と国際関係の理論」『国際政治』87 (1988) を参照。19世紀米中関係史における民間交流分析に関しては、Michael H. Hunt, *The Making of a Special Relationship: The United States and China to 1914* (New York, 1987) を参照。

- 4) Stephen Skowronek, *Building a New American State: The Expansion of National Administrative Capacities 1877-1920* (Cambridge University Press, 1982); 南北戦争と国民創造に関しては、長田豊臣『南北戦争と国家』(東京大学出版会, 1992); 帰化法と国民統合に関しては、遠藤泰生「アメリカ独立革命と政治共同体としての国民の創造-帰化法を手掛かりに-」『18世紀の革命と近代国家の形成』(日本政治学会年報, 1990)を参照した。
- 5) 可児弘明『近代中国の苦力と「豬花」』(岩波書店, 1979), p. 18; 浜下武志『近代中国の国際的契機-朝貢貿易システムと近代アジア』(東京大学出版会, 1990), p. 193.
- 6) 游仲勳『華僑経済の研究』(アジア経済研究所, 1979) pp. 24-25.
- 7) Yen Ching-Hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period (1851-1911)* (Singapore University Press, 1985), p. 32; 貴堂, 前掲論文, pp. 3-4.
- 8) David L. Anderson, *Imperialism and Idealism: American Diplomats in China 1861-1898* (Indiana University Press, 1985), p. 193; Michael H. Hunt, op. cit., pp. 169-170;
- 9) Aaron H. Palmer, Memoir, March 8, U. S. Cong., Senate, 30th Cong., Senate Misc. No. 80; Ronald Takaki, *Iron Cages: Race and Culture in 19th Century America* (Oxford University Press, 1979) p. 229.
- 10) U. S. Congress, *Senate Report No. 689, 44th cong., 2d sess., Report of the Joint Special Committee to Investigate Chinese Immigration* (Government Printing, 1877) p. 667.
- 11) 米中貿易に関しては、Ernest R. May, J. K. Fairbank, *America's China Trade in Historical Perspective: The Chinese and American Performance* (Harvard U. P., 1986), 海外伝道運動については、John K. Fairbank, ed., *The Missionary Enterprise in China and America* (Harvard U. P., 1981), サンフランシスコにおけるプロテスタント牧師の中国人擁護運動に関しては、貴堂, 前掲論文, p. 16-17.
- 12) Gunther Barth, *Bitter Strength: A History of the Chinese in the United States, 1850-1870* (Harvard U. P., 1964), pp. 59-68; クレジット・チケット・システムに関しては、Gunther Barth, "Chinese Sojourners in the West: The Coming" *Southern California Quarterly* 46 (March, 1964) pp. 55-67.
- 13) Samuel Wells Williams, *Chinese Immigration: A Paper Read Before the Social Science Association at Saratoga, Sep. 10. 1879* (C. Scribner's, 1879).
- 14) Coolidge, op. cit., pp. 28-29; 変禮謙『従華僑到華人—二十世紀美國華人社會發展史』(三聯書店, 1992), pp. 67-69.
- 15) Dan Caldwell, "The Negronization of the Chinese Stereotype in California," *The Historical Society of Southern California* Vol. 53 (June, 1971) pp. 123-32
- 16) Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men: The Ideology of the Republican Party before the Civil War* (Oxford University Press, 1970) pp. 226-260.
- 17) カリフォルニア共和党の中国人問題への対応については、Cheryl L. Cole, "Chinese Exclusion: the Capitalist Perspective on the Sacramento Union, 1850-1882," *California History* 67 (1988); Coolidge, op. cit., p. 64.
- 18) *Daily Alta*, June 26, 1869; *Times*, June 26, 1869.
- 19) Elmar C. Sandmeyer, "California Anti-Chinese Legislation and The Federal Courts: A Study in Federal Relations," *Pacific Historical Review* Vol. V.

- 20) 南部の中国人問題を扱った研究は以下の二点。James W. Loewen, *The Mississippi Chinese: Between Black and White* (Harvard U. P., 1971); Lucy M. Cohen, *Chinese in the Post-War South: A People Without A History* (Louisiana State U. P., 1984); メンフィス大会に関しては次を参照。John R. Commons, et al., eds., *A Documentary History of American Industrial Society* (1910-11) Vol. 9, p. 81.
- 21) Yen Ching-Hwang, *op. cit.*, pp. 72-76, 249-253.
- 22) 可児弘明, 前掲書, p. 2; 李國卿『華僑資本の生成と発展』(文真堂, 1985), pp. 23-24
- 23) アロー号戦争期の清朝の外交機構の変動過程は、坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会, 1989) pp. 265-267 に詳しい。
- 24) 『李鴻章年(日)譜』美使報告, p. 4855; 坂野, 前掲書, p. 274.
- 25) Anderson, *op. cit.*, pp. 16-37.
- 26) 坂野, 前掲書, pp. 300-304; 容閔『西学東漸記: 容閔自伝』pp. 158-185.
- 27) Shih-shan Henry Tsai, *China and the Overseas Chinese in the United States 1868-1911* (University of Arkansas Press, 1983), pp. 24-25.
- 28) Seward to Burlingame, 15 December 1865, *USFR* (1866), p. 487.
- 29) Paul H. Clyde, *United States Policy toward China; Diplomatic and Public Documents, 1839-1939* (Russell and Russell, 1964), pp. 83-86.
- 30) ペルー調査団に関しては、容閔, 前掲書, pp. 186-91.
- 31) Tsai, *op. cit.*, p. 30; 移民問題を契機としてこの時期に清朝政府は、各国に在外公館を設置する。1877: Singapore, 1878: Japan (Yokohama), 1878: U.S. (Spanish, Cuba, Hawaii)を含む: 駐米公使は複数国を兼任)
- 32) Anderson, *op. cit.*, pp. 62-64.
- 33) Eric Foner, *Reconstruction: America's Unfinished Revolution 1863-1877* (Harper & Row, 1988) p. 447.
- 34) James D. Richardson, comp., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents 7*: 37, 8: 288; 中国人女性の差別については、George A. Peffer, "Forbidden Families: Immigration Experiences of Chinese Women under the Page Law, 1875-1882," *Journal of American Ethnic History*, 6 (1986).
- 35) Donald B. Johnson and Kirk H. Porter, comps., *National Party Platforms 1840-1972* (Urbana, 5th ed) p. 54.
- 36) *Senate Report No. 689*, pp. i-viii; Coolidge, *op. cit.*, p. 97.
- 37) *Ibid.*, pp. 103-105; S.E.W. Becker, "The Humors of A Congressional Committee," *Catholic World*.
- 38) *Senate Report No. 689*, p. viii.
- 39) Saxton, *op. cit.*, p. 133.
- 40) Pierton W. Dooner, *Last Days of the Republic* (San Francisco, 1880).
- 41) John Higham, *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism 1860-1925* (New York, 1963) p. 31.
- 42) *Congressional Record* 45th Cong., 2d sess., 7pt. 2: 1311; Tsai, *op. cit.*, p. 45.
- 43) *Congressional Record*, 1879, 45th Cong., 3rd Sess., p. 1400; Tsai, *op. cit.*, p. 46; Coolidge, *op. cit.*, pp. 135-139.
- 44) Tsai, *op. cit.*, p. 47; James D. Richardson, *op. cit.*, pp. 4466-4472; Charles C. Tansill, *The Foreign Policy of Thomas F. Bayard* (New York, 1940) pp. 128-130.
- 45) 茂木敏夫, 「李鴻章の属国支配観—1880年前後の琉球・朝鮮をめぐる—」『中国—

- 社会と文化』2 : p. 91 ; Tsai, *op. cit.*, pp. 38-42.
- 46) *FRUS* (1880), pp. 301-2 ; Seward memo, March 25, in Tansill, *op. cit.*, p. 131.
- 47) George F. Seward, *Chinese Immigration, in Its Social and Economic Aspects* (Charles Scribner's Sons, 1881).
- 48) 茂木, 前掲論文, p. 94.
- 49) 『李文忠公全集』呉汝淪編集 (台北, 1962) 譯署函稿八「議請美國前總統調處琉球事」
- 50) Tsai, *op. cit.*, pp. 53-59.
- 51) *USFR*, (1881, China), pp. 172-73.
- 52) *Congressional Record*, 1882, 47th Cong., 1st sess., pp. 1480-81.
- 53) Coolidge, *op. cit.*, pp. 168-170 ; 同時にニューヨークの商工会議所やボストン商人は議会へ請願書を提出し反対運動を展開した。*Congressional Record* 1882, 47th Cong., 1st sess., pp. 2878, 3076, 3207, 3396.
- 54) *Congressional Record*, 1882, 47th Cong., 1st sess., pp. 1738-1740, 1754.
- 55) Yen Ching-Hwang, *op. cit.*, p. 221.
- 56) James D. Richardson, comp., *op. cit.*, pp. 4699-4705.
- 57) Saxton, *op. cit.*, p. 202 ; Yen Ching-Hwang, *op. cit.*, pp. 224-25.
- 58) Sidney L. Gulick, *American Democracy and Asiatic Citizenship* ([1918] , Arno Press, 1978) p. 58.